

多目的クレーン故障にかかる損害賠償額の決定および和解について

1 和解の概要

(1) 概要

令和4年6月に敦賀港鞠山北地区において、県が使用許可した多目的クレーンが故障し、荷役業者が別のクレーンにより代替荷役を行ったため、追加で費用（作業場所変更による貨物運搬費用、代替荷役作業のための機材等借上げ費用、残業代など）が発生した。

この件について、第三者による故障調査委員会の調査において、県によるメンテナンスは適切に実施されていたこと、荷役業者のクレーン操作が原因でないことが報告された。不可抗力（想定外の地震等）によるものでもなく、債務不履行による損害賠償の免責事由（民法第415条）に該当しないことから、県が荷役業者に対し、使用許可期間に係る荷役作業の追加費用について、補償対応を行う。



(2) 相手方 敦賀海陸運輸株式会社（敦賀市桜町2番10号）

(3) 経過

令和4年5月31日 荷役業者に対し多目的クレーン使用許可（5/24付け申請 許可期間6/1～6/30）

令和4年6月20日 荷役作業中にアーム部材が故障しクレーン稼働が停止。荷役業者は代替荷役（鞠山南ガントリークレーン等）で対応

令和5年12月 クレーン修繕工事完了（令和6年1月 稼働再開）

令和6年3月 故障調査委員会による報告とりまとめ（全7回開催）

2 対応

(1) 再発防止策

座屈した部材および影響が疑われる範囲全体を交換したほか、予兆を検知するために定期点検項目を追加した。また、現在、新多目的クレーンを建設中（令和7年度完成予定）であり、完成後は2基での運用によりバックアップ体制を強化していく。

(2) 損害賠償額について

9月議会において、損害賠償額（28,031,244円）の決定および和解についての議案を提出したい。